

令和2年度 日本学生支援機構予約奨学生 申込み要項

2020年5月

※今年度は説明会なしで募集を行います。予約奨学生を希望する生徒は、5月初旬に郵送される「申込関係書類」によく目を通し、各自で書類の準備・提出、ウェブ上での入力など行ってください。以下の手順・注意事項・申込期限を厳守して、申し込みをしてください。

※申込手順・期限などについては進路指導課 油野まで、収入・審査基準などに関する問い合わせは直接、日本学生支援機構（連絡先「申込みのてびき」裏表紙）までお願いいたします。

※1回目・2回目の申し込みがありますが、できるだけ早めに申し込みをしてください。3回目も予備として設定されていますが、詳細は後日お知らせします。

《第1段階》 申込みの準備／申込内容の確認

5月上旬	①茶封筒 内容（「申込みのてびき」（ピンク）「貸与奨学金案内」（青） 「給付奨学金案内」（緑）「奨学金制度早わかりガイド」 「機関保証制度」「マイナンバー提出書セット」）
	②「奨学金ガイドブック」（黄緑色） …①、②は郵送
	③ 本用紙（説明会資料）

- ・保護者の方とよく相談してください。
- ・資料には 組、番号、氏名を必ず記入しておいてください。一人ひとり異なります。
- ・申請には本人及び保護者のマイナンバーの提出が必要となります。マイナンバーカードを持っていない人は通知カードがあるか確認しておいてください。

《第2段階》 書類作成・スカラネット入力・マイナンバー送付 スカラネットはすでに入力可能です。

スカラネット入力完了 1回目…5月31日（日）

2回目…6月30日（火）完了（厳守！）

■書類作成 「申込みのてびき」p4以降をよく読み作成すること。
各種証明書類の提出が必要な場合は、この時点であわせて準備しておくこと。

※主なもの

- ① * 給付奨学金希望者
「給付奨学金確認書」**様式集 p 3 様式②(記号C)**
* 貸与奨学金希望者
「貸与奨学金確認書 兼 個人情報…同意書」**様式集 p 5 様式③(記号D)**
を切り取って記入・保管 ※裏面の注意事項をよく読むこと。
- ② 「提出書類一覧表」**様式集 p 2 様式①(記号A)**、その他、「収入に関する証明書類」など

■スカラネット入力（入力時のID・パスワードは個別に問い合わせること）

■マイナンバー関連書類、提出書類に「受付番号」を書く。

■マイナンバー関係書類送付（簡易書留・窓口で手続）

***ポストに入れてはいけません**

***直接、日本学生支援機構（JASSO）に送付提出**

- ・スカラネット入力時ID・パスワードはGクラスルームで担任に問い合わせてください。
- ・スカラネット入力時、1画面あたり30分以内の制限時間があります。
事前に入力用紙を記入して、見ながら入力すること。
入力が済んだら必ず印刷してください。また、最後に示される受付番号を必要個所にもれなく記入してください。
- ・スカラネット入力後1週間以内にマイナンバーを提出する必要があります。
学校を経由せず、日本学生支援機構に直接郵送することになります。(水色の封筒参照)

《第3段階》 学校への書類の提出

1回目…5月29日(金)

2回目…6月30日(火) 締切(厳守!)

「提出書類一覧表」を見ながら、書類がすべてそろっているか確認し担当者(進路指導課 油野)まで提出

- ・提出は事務室まで持参してください。(16:30まで)事務室から油野が受け取り、確認します。
- ・訂正などがある場合があるので、準備ができた人から早めに提出してください。
- ・提出前に「申込みのてびき」をよく読んで誤りや不足がないことを確認してください。

※全員の申し込みを確認後、学校で一括申請します。選考結果は、機構から学校に送付されます。採用候補者となった場合には、交付される書類をよく読んで、必要な手続きを各自で行ってください。

その他

①よくある間違いなど ※様式集p7を参照

- (1) 黒または青のボールペンを使用すること。
- (2) 字が消せるボールペン(フリクションペン)は使用しない。
- (3) 本人、親権者(父母ともにいる場合は2人ともそれぞれ)は必ずそれぞれが自署押印する。誰かがまとめて署名押印するのは不可。
- (4) 各自明らかに別物のはんこを使用すること。(本人・父・母すべて別物で)
- (5) (シャチハタなど) スタンプ印は使用不可。

②以下の場合、「特別控除」の対象となる可能性があります。(生計維持者の収入額から「特別控除」額として控除(引き算)した金額で審査を受けられます)

締め切りの際に書類の提出をお願いします。

※「申込みのてびき」p20~21を参照

- ・母子・父子世帯である。
- ・家族の中に障がいのある人がいる。
- ・家計を支えている人が単身赴任で別居している。
- ・家族の中に6か月以上にわたり療養中の人がある。
- ・災害、火災、盗難などの被害にあっている。